

## 奈良県屋外広告物修景事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、景観に配慮した屋外広告物への転換を促進し統一感ある沿道広告景観の創出により良好な景観を保全するため、既存屋外広告物の所有者又は管理者に対して、既存屋外広告物の修景に要する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。ただし、法第7条第4項に掲げるものを除く。

2 この要綱において「掲出物件」とは、広告物を掲出する物件をいう。

3 この要綱において「広告物等」とは、前2項に規定された広告物及び掲出物件をいう。

4 この要綱において「広域幹線沿道区域等」とは、都市計画道路中和幹線（市道黒崎地内7号線との交点（桜井市）から一般国道165号との交点（香芝市）まで）の道路の境界線から両側10mの範囲をいう。

5 この要綱において「修景」とは、既存広告物等に対して行う次の行為をいう。

(1) 広告物等の除却

(2) 中和幹線屋外広告物ガイドライン「Ⅲ章 中和幹線における屋外広告物の基準」に定める基準（以下「ガイドライン基準」という。）に適合させる行為。

6 この要綱において「自家用広告物」とは、自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示するものをいう。

### (補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、広域幹線沿道区域等で行う修景とする。

2 補助金の交付対象となる物件及び補助金の額は次の表のとおりとし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

対象物件	補助金の額
奈良県屋外広告物条例（昭和35年奈良県条例第17号。以下「県条例」という。）第5条若しくは第6条の2若しくは橿原市屋外広告物条例（平成23年橿原市条例第11号。以下「市条例」という。）第5条若しくは第8条に基づく許可を受けた物件であって、県条例第8条若しくは市条例第9条に基づく許可を要する改装、改造若しくは移転を行っている場合には県条例第8条若しくは市条例第9条に基づく許可を受けたもの又は県条例第6条若しくは市条例第6条に該当する物件。ただし、ガイドライン基準に適合していないものに限る。	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、上限は70万円とする。

3 補助対象経費は、修景に要する経費とする。ただし、修景実施前と比して広告物等を増加させる行為に要した経費を除く。

### (補助対象者)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、前条第2項に規定する物件の所有者又は管理者とする。ただし、管理者は、修景の実施について所有者の同意を得た者に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、奈良県屋外広告物修景事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 位置図
- (3) 設計図書
- (4) 施工見積書
- (5) 収支予算書(第3号様式)
- (6) 現況写真
- (7) 当該広告物の県条例第5条若しくは第6条の2若しくは市条例第5条若しくは第8条に基づく許可書の写し及び県条例第8条若しくは市条例第9条に基づく許可書の写し(当該広告物が県条例第8条若しくは市条例第9条に基づく許可を要する改装、改造若しくは移転を行っている場合に限る)又は当該広告物が県条例第6条若しくは市条例第6条に該当することが確認できる図面等
- (8) 当該広告物の所有者又は管理者であることを証する書類
- (9) 所有者の同意を証する書類の写し(管理者が申請する場合に限る。)
- (10) その他知事が必要と認めた書類

2 申請者は、別に定める期間内に交付申請をするものとする。

(補助の指令)

第6条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該補助事業者に対し、奈良県屋外広告物修景事業補助指令書(第4号様式)により補助を指令するものとする。この場合において、知事が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(計画の変更等)

第7条 補助事業者は、当該補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに奈良県屋

変更

外広告物修景事業補助金中止(廃止)申請書(第5号様式)に第5条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、当該補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに前項に定める申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前2項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、奈良県屋外広告物修景事業補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により補助事業者に対し、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して14日以内に奈良県屋外広告物修景事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 収支決算書(第8号様式)
- (3) 補助対象部分に係る領収書の写し(領収書が発行されない場合にあつては、精算書)
- (4) 着工前、工程及び工事完了の状況を示す写真
- (5) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、奈良県屋外広告物修景事業補助金の額の確定通知書(第9号様式)により補助事業者に対し、通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定による額の確定の通知を受けたときは、奈良県屋外広告物修景事業補助金請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、補助金の額の確定通知を受け取った日から起算して10日以内に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の書類を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- (2) 第7条第2項による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合
- (3) 第10条第2項の期日までに補助金の請求がない場合
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金を受けた場合

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の取消しをした場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、奈良県屋外広告物修景事業補助金返還命令書(第11号様式)により期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(補助物件の適正管理)

第13条 補助事業者は、修景を行った広告物等(以下「補助物件」という。)について、5年間適正な管理に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、原則として補助物件を補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に反して変更してはならない。ただし、知事の承認を受けたときはこの限りでない。
- 3 補助事業者は、補助を受けて修景により広告物等を撤去したときは、同一敷地内にガイドライン基準に適合しない広告物等を掲出してはならない。ただし、知事の承認を受けた場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。